

関島事務所便り

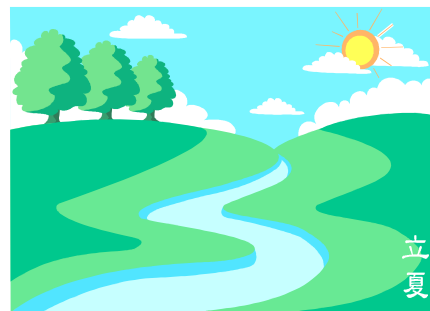
労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki jima@yahoo.co.jp



2008年8月号

深刻な少子化問題と不安定雇用の解決

◆増える未婚者

近年、出生率の低下が問題となっていますが、実は一夫婦当たりの出生率はほぼ横ばいです。真に問題なのは、未婚率の上昇により、**子がいない家庭が増えていることだ**といわれています。

厚生労働省の発表によれば、2007年度の出生数のうち第1子は約52万人、第2子は約40万人と、それぞれ前年比1%余り減少し、全体数も2年ぶりに減少しました。婚姻数は約72万件と2年ぶりに減少、未婚者が増えています。平均初婚年齢は、夫・妻ともに0.1歳上昇し、晩婚化に伴う晩産の影響で、第1子を産む母親の平均年齢は29.4歳と過去最高を更新しています。

一方、第3子以上は約47万人で前年比4%の増加となりました。2007年は景気が底堅く推移し、家計に余裕が出たことで、

30歳代後半の層を中心に「もう1人産みたい」という夫婦が増えたためと思われます。

◆国をあげての対策が必要

少子化の背景には、働き方の変化が大きく関連しています。生活不安を抱える男女が結婚・出産に踏み切れないケースが多く、第2次ベビーブーム（1971年～74年）に続く第3次ベビーブームが起きる兆しはありません。そのため、ワーキングプアや派遣等の不安定雇用にメスを入れ、社員化や、社会保険加入が飛躍的に図らなければ解決にはなりません。

30歳代半ばの団塊ジュニア世代の結婚・出産による押し上げ効果がなくなれば、出生率の減少幅が拡大する可能性もあります。

年金第三者委員会へ申立て 1年で約6万件

審査終了のうち認められたもの 44%

総務省の「年金記録確認第三者委員会」では、同委員会発足後の1年間の申立てが6万490件あったと発表しました。このうち審査が終了したものは1万5,594件（全体の25.8%）で、そのうち記録訂正が認められたものは6,847件となっています。

また、同委員会では、企業が従業員の厚

生年金保険料を着服していたと思われるケースが、2007年度中に202件あったと認定したそうです。従業員の給与から保険料を天引きしておきながら納付していなかったようであり、このような事例はまだまだ他にもあるとみられています。

ネット上で年金記録照会が受給者も近く可能に

社会保険庁は、現在は約6,200万人の年金加入者に限定されているインターネット上の年金記録照会について、約3,300万人の年金受給者にもサービスを拡大する方針を明らかにしました。

2008年度中にも、「ねんきん特別便」に関する情報、過去の標準報酬月額や保険料納付履歴などを確認できるようにするそうです。

サービスの概要

- ① 社会保険庁のホームページで申込みをする。
- ② 申込み内容と社会保険庁で管理する記録による本人確認後、ユーザID・パス

ワードが自宅に郵送される。

- ③ 社会保険庁のホームページからユーザID・パスワードと申込時にご自身で設定した「お客様設定パスワード」を入力する。
- ④ 閲覧できる年金加入記録
 - ・これまでの公的年金制度の加入の履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等）
 - ・国民年金保険料の納付状況
 - ・厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額など



継続審議となった時間外労働の割増率

◆ 2つの重要法案が継続審議に

通常国会が6月21日に閉会となりましたが、「改正労働基準法案」、「改正障害者雇用促進法案」は成立せずに、継続審議となっています。

この2つの重要法案は、秋の臨時国会に提出され審議されると思われています。

◆ 時間外労働 80 時間を超えると 5 割増し

改正案における大きな柱は、「時間外労働が一定の時間を超えた場合の割増率のアップ」です。

時間外労働時間が一月、45 時間を超え 80 時間までの場合の割増賃金率については 2 割 5 分以上の率で労使協定で定める率とし（努力義務）、80 時間を超えた場合の割増賃金については 5 割増とする、というのがその内容です。

なお、上記の「80 時間」の部分については、「60 時間」に修正されるような動きもありますので、注目しておくべきでしょう。

◆ 時間単位の年次有給休暇

改正労働基準法案のもう 1 つの柱は、「年次有給休暇の時間単位での取得」です。

現在、有給休暇については、最低取得単位が原則として「1 日」とされていますが、時間単位で細かく取得できるようにして、近年落ち込んでいる有給休暇の取得率アッ

プにつなげるのがねらいです。また、細かい単位で取得できることが子育て支援につながるという考えもあります。

なお、この改正内容については、労働者の過半数で組織する労働組合（ないときは労働者の過半数を代表する者）との書面による協定により、時間単位で有給休暇を与える労働者の範囲、時間を単位として与えることができる有給休暇の日数（5 日以内）などを定めることとされています。

◆ 「101 人以上企業」の 障害者雇用促進法案

現在は障害者の雇用者数が法定雇用率（1.8%）に満たない従業員「301 人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、順次「201 人以上」、「101 人以上」の企業へ拡大するというのがこの改正案の大きな内容です。

また、障害者雇用義務の対象労働者に、「短時間労働者」（週の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満）も追加されることも盛り込まれています。

なお、この改正案は 2009 年 4 月 1 日施行予定ですが、納付金支払義務が課される企業の拡大については、「201 人以上」へは 2010 年 7 月、「101 人以上」へは 2015 年 7 月とされています。

●日雇い派遣大手「グッドウィル」が廃業

日雇い派遣大手「グッドウィル」が廃業した。近日中に東京労働局に労働者派遣事業の廃止届を提出するとみられる。同社によれば、派遣登録スタッフ約6,100人のうち、転職先が決まったのは約3,600人（派遣先での直接雇用が約1,600人、同業他社への登録が約2,000人）だという。（7月31日）

●口座振替で税負担が減るケースも**後期高齢者医療制度**

厚生労働省は、後期高齢者医療制度の保険料の納付方法について、世帯主の口座振替にすると、年金からの天引きの場合よりも世帯の税負担が減るケースがあると発表した。口座振替への変更は、申請すれば10月分の保険料から可能となる。口座振替が可能となるのは過去2年間に国民健康保険料の滞納がない人。年金収入が年180万円未満の人は世帯主や配偶者の口座からの振替も認められる。（7月30日）

●失業率が0.1ポイント悪化して4.1%に

6月の完全失業率が4.1%（前月比0.1ポイント上昇）となったことが、総務省の発表により明らかになった。また、就業率（15～64歳のうち職についている人の割合）は71.3%と5年2カ月ぶりに前年同月を下回った。有効求人倍率も前月から0.01ポイント低下して0.91倍となった（厚生労働省発表）。（7月29日）

**●「下請けたたき」が原因の賃金不払いは
公取委に通報へ**

厚生労働省は、労働基準監督署が賃金不払い等を把握した場合その原因が「下請けたたき」

であるときには、公正取引委員会や経済産業省に通報する制度をつくることを決めた。中小企業の労働者保護のためには下請け問題の対策が必要と判断したため、同省は近く全国の労働局に通達を出し運用を開始する方針。（7月21日）

●社会保障分野「5つの安心プラン」原案発表

社会保障政策を強化して少子高齢化社会に対応することを目的として、政府が緊急に取り組む対策をまとめた「5つの安心プラン」の厚生労働省の原案が明らかになった。高齢化社会への対応／医療体制の強化／子育て支援／非正規労働者の支援／厚生労働行政の信頼回復の各分野における新規政策が盛り込まれており、今後、この原案をもとに検討が進められる。（7月20日）

●添乗員への「みなし労働時間制」適用は不当

派遣添乗員の女性が不払い残業代約20万円の支払いを求めている労働審判で、東京地裁は女性の主張を大筋で認め、会社（阪急トラベルサポート）側に約14万円の支払いを命じる審判を下した。女性は「みなし労働時間制」の適用を不当とし、法定労働時間を超えて働いた分の残業代を支払うよう申し立てていた。（7月19日）

●社保事務所が8月は土・日曜日にも相談受付

社会保険庁は、平日には相談に行きにくい年金加入者からの相談に応じるため、8月のすべての土・日曜日について、社会保険事務所を開けると発表した。受付時間は午前9時半から午後4時まで。（7月19日）